

## 令和 6 年度介護保険法改正に伴う介護予防支援の指定対象の居宅介護支援事業所への拡大について

## 1 概要

令和 6 年 4 月 1 日施行の介護保険法の改正により、地域包括支援センターの設置者に加えて、居宅介護支援事業所においても介護予防支援の指定を受けることが可能となる。(参考 1・別紙参照)

介護予防支援の指定にあたっては、介護保険法において、関係者の意見を反映させるための必要な措置を講じることとされており(参考 2 参照)、本市では、京都市介護サービス事業者の指定等に係る審査手続に関する要綱において、介護予防支援事業所の指定の際には、京都市高齢者施策推進協議会(以下、「推進協」という。)の意見を聴取するものと定めている。(参考 3 参照)

このため、居宅介護支援事業所からの介護予防支援の指定申請については、次に定める指定方針に基づき、随時指定を行い、指定状況を事後に推進協に報告する取り扱いとする。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」という。)の介護予防ケアマネジメントは、引き続き、市町村から地域包括支援センターへの委託となるため、居宅介護支援事業所が介護予防ケアマネジメントを実施する場合は、現行どおり地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への再委託となる。

## 2 指定方針

介護予防支援の指定を受ける居宅介護支援事業所には、介護予防サービス計画の質の担保を図るための措置を講じるとともに、指定審査手続の簡素化を図ることとする。

※国から発出される解釈通知等の内容によっては、取扱いを変更する可能性がある。

## (1) 介護予防サービス計画の質の担保を図るための措置

介護予防サービス計画の質の担保を図るため、次の事項を遵守することについて指定時に誓約書を求めることとする。

|   | 遵守事項                                                                    |
|---|-------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 利用者が総合事業の介護予防ケアマネジメントに移行する時は、利用者の居住地を担当する地域包括支援センターに必要な情報を提供すること(必須事項)  |
| 2 | 指定介護予防支援に従事する介護支援専門員に、介護予防ケアマネジメントに関する研修(京都市介護予防ケアプラン研修等)を受講させるように努めること |
| 3 | 利用者の居住地を担当する地域包括支援センターから、総合事業の介護予防ケアマネジメントの再委託を受託するよう努めること              |
| 4 | 介護サービス事業者等連絡会や地域ケア会議、地域包括支援センターが開催する研修・事例検討会・会議等への出席に努めること              |

## (2) 指定申請手続の簡素化

既存の居宅介護支援事業所からの申請となるため、既に届出済みの書類を提出不要にするなど、できるだけ簡便な指定手続とする。

| 1 | 主な要件 | ① 居宅介護支援事業所の指定を受けていること<br>② 管理者が主任介護支援専門員であること<br>③ 介護支援専門員 1 名以上                                                   |
|---|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 | 申請手続 | 本申請(指定の 2 か月前) ⇒ 事前確認(指定の 2 週間前) ⇒ 指定<br>※事前相談(指定の 3 か月前)を不要とし、本申請からの受付とする。<br>※事前確認は、面談を不要とし、重要事項説明書のみの提出でよいものとする。 |
| 3 | 申請書類 | 既に提出済みであり、変更が無い場合は省略可能とする。(参考 4 参照)                                                                                 |

（参考１）介護予防ケアマネジメントと介護予防支援の違い及び改正後の取扱

＜現行＞

| 利用サービス    | 計画の種類                   | 作成者                                              |
|-----------|-------------------------|--------------------------------------------------|
| 予防給付のみ    | 介護予防サービス計画<br>（＝介護予防支援） | 地域包括支援センターのみ<br>（地域包括支援センターからの居宅介護支援事業所への（再）委託可） |
| 予防給付＋総合事業 |                         |                                                  |
| 総合事業のみ    | 介護予防ケアマネジメント            |                                                  |

＜改正後（Ｒ６．４．１～）＞

| 利用サービス    | 計画の種類                   | 作成者                                            |
|-----------|-------------------------|------------------------------------------------|
| 予防給付のみ    | 介護予防サービス計画<br>（＝介護予防支援） | 地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所                          |
| 予防給付＋総合事業 |                         | （地域包括支援センターからの居宅介護支援事業所への委託可）                  |
| 総合事業のみ    | 介護予防ケアマネジメント            | 地域包括支援センターのみ<br>（地域包括支援センターからの居宅介護支援事業所への再委託可） |

※予防給付（13 サービス）

介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

※総合事業（5 サービス）

介護型ヘルプサービス、生活支援型ヘルプサービス、支え合い型ヘルプサービス、介護予防型デイサービス、短期間型デイサービス

（参考２）介護保険法第１１５条の２第４項

４ 市町村長は、第５８条第１項（＝介護予防支援）の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

（参考３）京都市介護サービス事業者の指定等に係る審査手続に関する要綱第８条第２項

２ 市長は、介護予防支援事業所の指定に当たっては京都市地域包括支援センター運営協議会（※）の意見を聴取するものとする。

※本市では、「京都市高齢者施策推進協議会」を「京都市地域包括支援センター運営協議会」に位置付けている。

（参考４）申請書類一覧

居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受ける際に、提出が必須の申請書類は「◎」があるものとする。

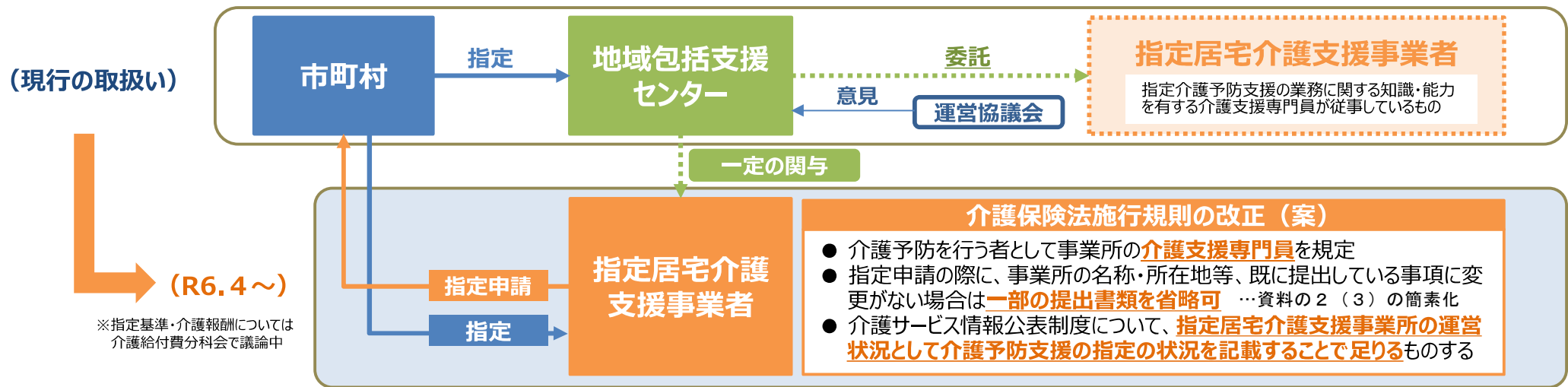
|    | 添付書類                            | 添付  | 備考                                         |
|----|---------------------------------|-----|--------------------------------------------|
| 1  | 申請書                             | ◎   |                                            |
| 2  | 付表                              | ◎   |                                            |
| 3  | 登記事項証明書又は条例等                    | ◎   |                                            |
| 4  | 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表               | ◎   | 参考様式                                       |
| 5  | 経歴書（管理者）                        | 省略可 | 様式２<br>（届出内容に変更が無い場合、省略可）                  |
| 6  | 従業員の資格を証する書類の写し                 | ◎   | 居宅介護支援専門員証等の写し                             |
| 7  | 平面図                             | 省略可 | （届出内容に変更が無い場合、省略可）                         |
| 8  | 運営規程                            | ◎   |                                            |
| 9  | 事業所の建物の利用権限を証する書類の写し            | 省略可 | 登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し等<br>（届出内容に変更が無い場合、省略可） |
| 10 | 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要        | 省略可 | 参考様式<br>（届出内容に変更が無い場合、省略可）                 |
| 11 | 資金確保の状況                         | 省略可 | 様式３<br>（届出内容に変更が無い場合、省略可）                  |
| 12 | 関係市町村及び他の保健医療又は福祉サービスの提供主体と連携内容 | 省略可 | （届出内容に変更が無い場合、省略可）                         |
| 13 | 誓約書                             | ◎   | 様式４                                        |
| 14 | 誓約書（地域包括との連携等）                  | ◎   | 指定方針（１）に基づき本市独自に提出を求める。※別途、参考様式を策定予定       |
| 15 | 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び体制等状況一覧表  | ◎   | 加算を算定する場合は、別途、添付書類が必要                      |

# 介護予防支援の指定対象の拡大（介護保険法施行規則の改正）

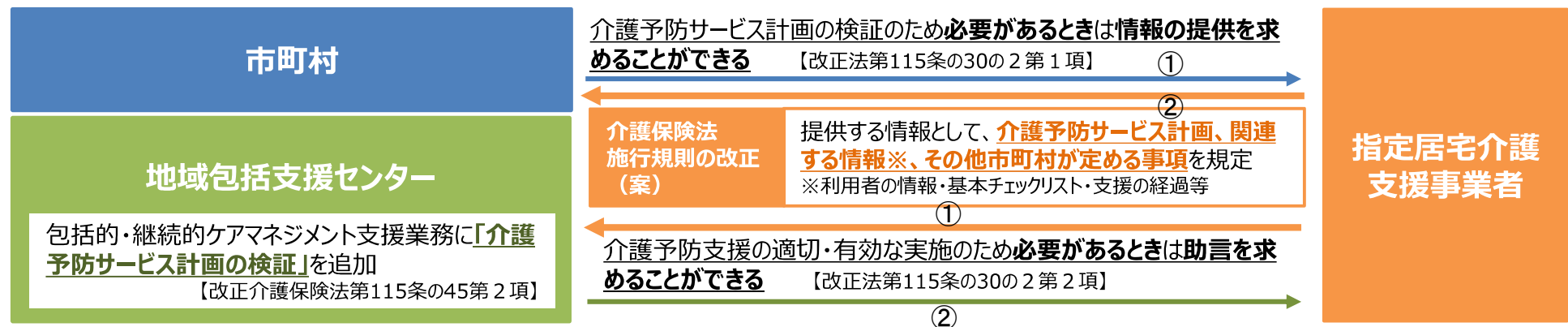
## 「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当である。

### 1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



### 2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与



# 1. (1) ② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②

第239回社会保障審議会介護給付費分科会 (R6. 1. 22) 参考資料1 (一部抜粋)

< 現行 >



指定 ↓

指定介護予防支援事業者  
(地域包括支援センター)



委託も可 ↓

指定居宅介護支援事業者



- 【報酬】
- 介護予防支援費
  - 初回加算
  - 委託連携加算

- 【人員基準】
- 必要な数の担当職員
    - ・ 保健師
    - ・ 介護支援専門員
    - ・ 社会福祉士 等
  - 管理者

< 改定後 >

指定 ↓

指定介護予防支援事業者  
(地域包括支援センター)



- 【報酬】
- 介護予防支援費 (Ⅰ)
  - 初回加算
  - 委託連携加算

- 【人員基準】
- 必要な数の担当職員
    - ・ 保健師
    - ・ 介護支援専門員
    - ・ 社会福祉士 等
  - 管理者

委託も可 ↓

指定居宅介護支援事業者



【新設】

情報提供 ↓

指定 ↓

指定介護予防支援事業者  
(指定居宅介護支援事業者)



- 【報酬】
- 介護予防支援費 (Ⅱ)
  - 初回加算
  - 特別地域介護予防支援加算
  - 中山間地域等における小規模事業所加算
  - 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

- 【人員基準】
- 必要な数の介護支援専門員
  - 管理者は主任介護支援専門員 (居宅介護支援と兼務可)

資料の2 (1) の人員要件